

糸島市いじめ防止基本方針



平成 2 6 年 6 月
糸 島 市

目 次

1	<u>糸島市いじめ防止基本方針策定の意義</u>	1
2	<u>いじめの防止等に関する基本的な考え方</u>	2
	(1) いじめの定義と理解	2
	(2) 教職員の意識	3
	(3) いじめの未然防止	3
	(4) いじめの早期発見	4
	(5) いじめへの対処	4
	(6) 家庭や地域との連携	4
	(7) 関係機関との連携	4
	参考：いじめの防止のために関係機関が担うべき役割	5
3	<u>いじめの防止等のために本市が実施する施策</u>	7
	(1) いじめ防止基本方針の策定	7
	(2) いじめ防止のための組織等の設置	7
	(3) 教育委員会が実施する施策	7
4	<u>いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</u>	11
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	11
	(2) 校内いじめ問題対策委員会の設置	11
	(3) いじめの未然防止	11
	(4) いじめの早期発見	12
	(5) いじめの早期対応	13
	(6) 学校運営協議会等の活用	14
	(7) 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮	14
	(8) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応	15
5	<u>重大事態への対処</u>	16
	(1) 教育委員会または学校による調査	16
	(2) 調査結果の提供及び報告	17
	(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18

1 糸島市いじめ防止基本方針策定の意義

糸島市いじめ防止基本方針の意義

いじめは、どこの学校でも、どの子にも起こり得るものである。

そのため、いじめを起こさない学校運営が求められていると同時に、いじめが起こった時に、早期発見・早期対応が的確にできる学校の運営体制を確立するとともに、指導体制の強化、また、教育委員会の指導・支援体制を整備することが大切である。

また、少しでもいじめを未然に防止するためには、糸島市（以下「本市」という。）が力を入れている人権教育と、「生きる力」を育む教育をこれまで以上に推進していく必要がある。

そこで本市では、児童生徒の尊厳を保持することを目的として、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「糸島市基本方針」という。）を策定する。

いじめ防止対策推進法の意義

いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめ問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめ問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）が成立した。

国及び県のいじめ防止基本方針の基本的な考え方

「国の基本方針」は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

福岡県のいじめ防止基本方針は、法の規定により実施すべき対策について、「国の基本方針」に沿っていじめの問題に対する県内全ての学校（公立・私立）及び市町村教育委員会並びに学校の設置者、県教育委員会、家庭・地域、関係機関等の役割と責任及びそれぞれが取り組むべき事柄を明確化している。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義と理解

法におけるいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

言葉の意味

○「一定の人的関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

○「心理的又は物理的な影響」とは

いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否か見極める必要がある。

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどにより確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ問題対策委員会等の組織を活用して行う。

- ② インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適正な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

- ③ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談、通報するなど、警察と連携した対応を取る必要がある。

【具体的ないじめの態様】

<p>心理的な影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。 ・仲間はずれ、集団による無視をされる。 ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等
<p>物理的な影響</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 ・金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。 等

(2) 教職員の意識

学校教育に携わるすべての関係者は、いじめの未然防止に向けて「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを児童生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていくことが必要である。また「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命に関わる問題であること」という認識をもつことが大切である。そして、いじめに苦しんでいる児童生徒のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期解決を心がけなければならない。

本市の教職員は、これまでも問題行動対応のための家庭訪問ばかりでなく、日常的な家庭訪問に努め、児童生徒や保護者とのつながりを大切にするなど、常に児童生徒に寄り添い、きめ細やかな配慮のもとに教育活動を展開するように努めてきた。

学校における最大の教育環境は教職員である。今後も、児童生徒一人ひとりを大切にする意識や日常的な態度が非常に重要であること、教職員の言動が児童生徒に大きな影響をもつことなどを十分認識して日々の教育活動を継続しなければならない。

(3) いじめの未然防止

いじめ問題の根本的な解決のためには、未然防止の観点に立った取組を充実することが不可欠である。生命や人権の尊重をはじめ、倫理の成立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成、人間関係力の育成など、児童生徒一人ひとりの豊かな心を育む様々な活動をとおして、いじめを許さない、いじめを生まない風土づくりに努めることが重要である。そのためには、すべての学校において児童生徒の人権が尊重され、それぞれの児童生徒の自己実現につながるような教育活動が展開されなければならない。

(4) いじめの早期発見

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、日頃から丁寧に児童生徒の理解を深め、早期発見に努めることが大切である。いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識しなければならない。さらに、児童生徒の表情や行動の変化、出欠や遅刻等の状況の変化等、小さな兆候やサインを見逃すことなくアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報の交換をして情報を共有することが大切である。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラーとの連携、電話相談窓口の周知等により、児童生徒の相談体制を整えとともに、家庭・地域と連携して見守りを進めていかなければならない。

(5) いじめへの対処

教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。特に、授業や学級活動等の時間に疑わしい行為や雰囲気をつかんだ場合は、すぐに声をかけたりやめさせたりするなど、初期の教職員の気づきと対応が大きなポイントである。また、いじめの問題を担任一人で抱え込むことなく学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備しなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認したうえで適切に指導する等、迅速な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要となる。

(6) 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけでは解決できない社会問題である。したがって、学校の取組をより有効にするため、学校は家庭や地域と密接に連携し、いじめの問題に対する地域ぐるみの対策を進めていく。

P T A等の保護者組織と実質的な連絡、協議の場を確保し、積極的に連携を図るとともに、いじめの問題への対応の方針等についてもP T Aと十分協議する。

さらに、開かれた学校づくりを推進し学校と地域との連携により、校内外に渡って児童生徒が地域の大人と接する場面を増やすことによって、児童生徒に地域の様々な大人が見守ってくれていることに気づかせることが大切である。

(7) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、日頃から、関係機関との情報共有のできる体制を構築しておくことが必要である。

【 いじめの防止のために関係機関が担うべき役割 】

市

- ① いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- ② いじめの予防及び早期発見その他いじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校・家庭・地域住民・関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- ③ 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ④ 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

学校

- ① あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを進める。
- ② 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもの発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう指導する。
- ③ いじめは、どの学校にもどのクラスにもどの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合、早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

保護者

- ① どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめに荷担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、保護者や学校の関係者等の、周囲の大人に相談するよう子どもに働きかける
- ② 子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめの根絶を目指し、互いに補完し合いながら協同して取り組む。
- ③ いじめを発見し、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報する。

子ども

- ① 自分の夢を実現するために、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らいじめのない学級づくりに努める。
- ② 周囲にいじめがあるときには、当事者に声をかけることや、周囲の友達や大人等に積極的に相談することに努める。

市民、関係機関等

- ① 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、本市の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- ② 子どもの成長や生活に関心を持ち、いじめの兆候が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③ 市民等は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。
- ④ 子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

3 いじめの防止等のために本市が実施する施策

(1) いじめ防止基本方針の策定 (第12条)

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。

本市では、糸島市いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止のための取組を総合的かつ効果的に実施する。

(2) いじめ防止のための組織等の設置

① いじめ問題対策連絡協議会の設置 (第14条第1項)

本市では、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、「糸島市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。学識経験者、法務局、警察、児童相談所、学校、家庭、糸島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、その他の関係者により構成し、専門的な見地及び市民の立場で本市のいじめ対策について検討する。

② 教育委員会の附属機関の設置 (第14条第3項)

本市では、法第14条第3項に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、教育委員会が附属機関を設置する。

ア 附属機関の構成員

附属機関の構成員は、外部の専門機関からの推薦等により、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成する。

イ 附属機関の機能

- ・教育委員会の諮問に応じ、糸島市基本方針に基づく有効な対策の審議
- ・第三者機関として、いじめの問題の解決を図る
- ・法第28条に基づく重大事態の調査

(3) 教育委員会が実施する施策 (第24条)

教育委員会は、いじめの防止等の施策を推進するために、必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じる。

① いじめの未然防止への措置

ア 道徳教育及び体験活動の充実 (第15条第1項)

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ 児童生徒の主体的な活動の推進（第15条第2項）

児童生徒が学級活動や児童（生徒）会活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う活動を支援する。

ウ 教職員の資質能力の向上と関係職員等の配置（第18条、第28条第3項）

いじめの問題や生徒指導に関する資料等を作成し、それを活用した校内研修の実施を促すとともに、いじめの防止等の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修を実施し、教職員のいじめの問題に関する資質能力の向上を図る。

また、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者や、いじめへの対処に関しての助言を行うために、学校の求めに応じて派遣される者を確保する。

エ いじめ防止等の調査研究及び検証、その成果の普及（第20条）

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のための方策、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行い、その成果を普及する。

オ 広報・啓発活動（第21条）

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、ホームページ、ポスター、チラシ、周知カード等を通じて広報その他の啓発活動を行う。

カ 家庭への支援（第16条第2項）

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

② 早期発見・早期対応のための措置

ア 児童生徒への定期的な調査等の実施（第16条第1項）

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査及び教育相談を行う。

イ 家庭への支援（第16条第2項）

児童生徒及び保護者に、いじめに関する相談を受け付ける体制を、ホームページ、ポスター、チラシ、周知カード等の配布によって周知する。

ウ スクールカウンセラーによる相談体制の整備（第16条第3項）

心の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、児童生徒・保護者からの相談を受けられる体制の充実を図る。また、集団に対する関わりやいじめの未然防止、いじめ発生時の指導方針や保護者への情報伝達の手法について、教員への指導助言を行う。

エ 問題解決への支援体制の整備（第17条）

問題解決には、いかに迅速かつ的確に初期対応を行うかが重要である。学校だけでは解決が困難な事案等に対して、教育委員会の附属機関を常設し学校を支援する。附属機関は有識者・弁護士・医師・スクールカウンセラー・指導主事等によって構成し、学校と協力して解決に当たる体制の充実を図る。

オ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実 (第20条)

いじめの実態把握の取組状況等、各学校におけるいじめの問題に係る組織的な取組状況を点検するとともに、教職員向けの指導資料やチェックリストの作成・配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

③ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの防止と啓発活動

(第19条)

当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットやソーシャルメディアを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるよう必要な啓発活動を実施する。また、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうか、警察のサイバーパトロール等と連携し、情報の収集に当たる。

④ 連携の強化

ア 学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制構築 (第17条)

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

イ 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が関係者の連携のもと適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会との連携の強化及び支援、その他の必要な体制を整備する。

ウ 学校相互間の連携 (第27条)

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

⑤ 教員が児童生徒と接する時間の確保

ア 学校運営改善の支援

教員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。

イ 学校評価・教員評価の留意点

学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、必要な指導・助言を行う。

⑥ 特別な支援を必要とする児童生徒に対する配慮

障がいのある児童生徒一人ひとりがいじめを受けることなく、充実した学校生活を過ごし、将来の自立に向けた適切な支援を受けることができるようにするため、次のような取組を進める。

- ・各学校が一人ひとりの児童生徒のニーズに応じた一貫した教育的支援を進めるため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、これらの計画に基づいた適切な支援を行う。
- ・各学校に配置された特別支援教育コーディネーターの育成や各学校に設置されている特別支援教育校内委員会の活性化を図ることにより、特別な支援を要する児童生徒の見守り体制の強化・充実を図る。
- ・必要に応じて特別支援教育支援員の配置を行い、障がいのある児童生徒への支援の充実に努める。
- ・管理職研修、特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担当者会等を通じて、特別支援教育に係る研修を行い、教員の資質の向上を図る。
- ・みなかぜ相談や教育相談室による教育相談体制の充実により、児童生徒や保護者、学校への支援を推進する。

⑦ その他の措置（第26条）

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合を含む）及び糸島市立小中学校管理規則第14号の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

4 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップのもと、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定 (第13条)

各学校は、国の基本方針、本市の基本方針を参酌して、その学校の実情に応じ、自らの学校として、どのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向性や、取組の内容等を明記した「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を策定する。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の設置 (第22条)

各学校には、法第22条に基づき、いじめ対策について総括的組織としての「校内いじめ問題対策委員会」を設置する。校内いじめ問題対策委員会は、いじめ対策についての意思決定を行い、全ての教職員が一致団結していじめの問題に取り組むための指導的役割を果たす。いじめの問題の指導には、学級担任が個々に取り組むのではなく、学校をあげた取組を推進し、状況に応じたメンバーでチームを組んで指導する。

① 校内いじめ問題対策委員会の構成員

構成員は、校長、教頭、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、その他いじめの問題に関する措置を実効的に行う関係者とする。

② 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成
- ・具体的で実効性のある校内研修の企画
- ・実態把握や情報収集を目的とした取組の実施
- ・いじめが生じた際の組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係を調査する母体
- ・保護者や地域への情報提供
- ・いじめ防止等についての取組の検証、改善

(3) いじめの未然防止 (第15条)

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、豊かな人間関係を築くとともに豊かな心を育て、いじめを許さない土壌づくりに取り組む。

① 思いやりの心を育む教育 (第15条第1項)

各学校においては、授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動をとおして、児童生徒一人ひとりに「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育むことが必要である。

同時に、「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童生徒の育成に努める。

さらに、いじめについて大人に伝えることは、勇気ある正しい行為であり、いじめられている生徒やいじめについて訴え出た生徒は学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。

これらの指導は、表面的なものに終わることなく、児童生徒が心を揺さぶられ、いじめ問題について真剣に向き合うようになるまで指導方法に工夫を凝らし、継続していくことが必要である。

② 豊かな体験をととした心の教育と温かい集団づくり (第15条第2項)

体験活動や自主的活動、奉仕的活動を積極的に推進し、「命の大切さを実感させる」「問題解決能力を育む」「他人を思いやる心を育てる」など人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。

さらに、学級活動や行事、総合的な学習の時間等をとおして、児童生徒一人ひとりが「自分を理解する」「自分を表現する」「仲間を理解して受け入れ信頼関係を築く」などの人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てる取組を進める。

そして、仲間同士で認め合い支え合う関係を深め、すべての児童生徒が達成感をもち、自尊感情を高め、常に心のエネルギーを満たし、自分の居場所がある温かい集団づくりを進める。

③ 規範意識を身につけ、自浄力をもつ児童生徒集団の育成 (第15条第2項)

児童生徒が学級活動や児童(生徒)会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さず、阻止するという強い意識といじめを解決できる力をもった自浄力のある児童生徒集団の育成により、「いじめを許さない学級・学年・学校づくり」を実現する。

加えて、全ての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の醸成と道徳性、社会性の伸長を図る。

(4) いじめの早期発見 (第16条第1項)

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながる。そのためには、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要である。

① 児童生徒の理解 (第16条第1項)

平素から児童生徒の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意すること。さらに、早期発見のためのチェックリストの活用、定期的なアンケートや教育相談週間の実施などにより、いじめの発見に向けて積極的な取組を欠かさない。

② 信頼関係の構築

日常の教育活動を通じ、児童生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。そのうえで、担任を中心として深い信頼関係を築いていく。

③ 相談機能の充実

スクールカウンセラーや養護教諭と効果的に連携し、児童生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。加えて、相談によってよい結果が出た例などを紹介し、児童生徒が相談に対して抵抗感をもたないような工夫をする。

④ 校外相談機関との連携（第16条第3項）

教育相談室やいじめホットラインなど、校外の相談施設の機能や利用の仕方を児童生徒や保護者に周知し、必要に応じて活用するよう啓発する。さらに、各相談システムと連携を図り、各学校での指導に活用する。

(5) いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事態把握を行い、対応することが大切である。

① 通報その他適切な措置（第23条第1項）

学校の教職員や地方公共団体の職員、その他児童生徒から相談に応じる者及び児童生徒保護者は、児童生徒等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童生徒が在籍する学校へ通報するとともに、その他の適切な措置を講じる。

② 実態把握・報告（第23条第2項）

学校は、通報を受けたとき又は当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかに当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

③ 児童生徒、保護者の指導（第23条第3項）

学校は、事実の確認によりいじめがあったと確認された場合には、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、当該学校の複数の教員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を、継続的に行う。

④ 教育の確保（第23条第4項）

学校は、必要があると認めるときには、いじめを行った児童生徒について、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を講じる。

⑤ 保護者への支援（第23条第5項）

学校は、当該学校の教員が指導を行うに当たって、いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置、その他の必要な措置を講じる。

⑥ 警察との連携（第23条第6項）

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときには、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

⑦ 懲戒（第25条）

校長及び教職員は、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときには、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えるものとする。

（6）学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みを構築する。

（7）特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

特別支援学級に在籍する児童生徒もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の中には、他の児童生徒との何らかのトラブルが生じた際に、自分の思いや苦しさを表現することが困難な児童生徒も在籍している。

このような児童生徒に対するいじめを未然に防止したり、発生したいじめを早期に発見したり解消を図ったりするには、各学校の全職員による支援体制の構築が不可欠である。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童生徒を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

① 交流学級担任と特別支援学級担任の連携

- ・相互の連携を密に行い、それぞれの学級での発言内容、表情及び行動の変化等について情報を共有する。
- ・個別の指導計画の内容や、交流及び共同学習の目標並びに進め方等について指導方針を共有する。

② 常に教員の目が行き届く見守り体制づくり

清掃活動時、休み時間、給食準備時、朝の会（帰りの会）等の時間などで、担任一人の見守りが困難な時間帯がある場合は、全職員でカバーできるような体制づくりを行う。

③ 全職員での情報共有

職員会議、研修等の場を活用し、当該児童生徒に係る情報を全職員で共有できるシステムを構築する。

④ 保護者連携

保護者との連携を密に行い、家庭での発言内容や表情及び行動の変化等についての情報を把握する。

(8) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応（第19条）

① 未然防止

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。

さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

② 早期対応（第19条第3項）

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

5 重大事態への対処

(1) 教育委員会または学校による調査

重大事態の意味については、次のとおりとする。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。なお、相当の期間とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

また、重大事態の対処に当たっては、いじめられた児童生徒や保護者からの申し立てがあったときは適切かつ真摯に対応する。

① 重大事態の報告（第30条）

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。

② 調査の趣旨及び調査主体について

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。その場合には、「学校が主体となって調査を行う場合」や「教育委員会が主体となって調査を行う場合」などが考えられる。その際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

③ 調査を行うための組織について

ア 学校が主体となる場合

各学校に設置している「学校いじめ問題対策委員会」を母体とし、当該調査の公平性・中立性を確保するために、外部の専門機関からの推薦等により、当該重大事態事案の状況に応じて、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で組織する。

イ 教育委員会が主体となる場合

法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とする。ただし、その構成員は、当該調査の公平性・中立性を確保するために、外部の専門機関からの推薦等により、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成する。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施（第28条第1項）

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際、教育委員会及び学校は積極的に資料を提供し、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要である。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し調査に着手することが必要である。

⑤ その他の留意事項（第16条第4項）

事案の重大性を踏まえ、教育委員会において出席停止の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や、区域外就学等の弾力的な対応を検討する必要がある。

さらに、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(2) 調査結果の提供及び報告（第28条第2項）

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査 (第30条第2, 4項)

上記②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときには、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)を行うことができる。

附属機関については、当該調査の公平性・中立性を確保するために、外部の専門機関からの推薦等により、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)で構成するよう努める。

再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

② 再調査の結果を踏まえた措置等 (第30条第3, 5項)

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告しなければならない。